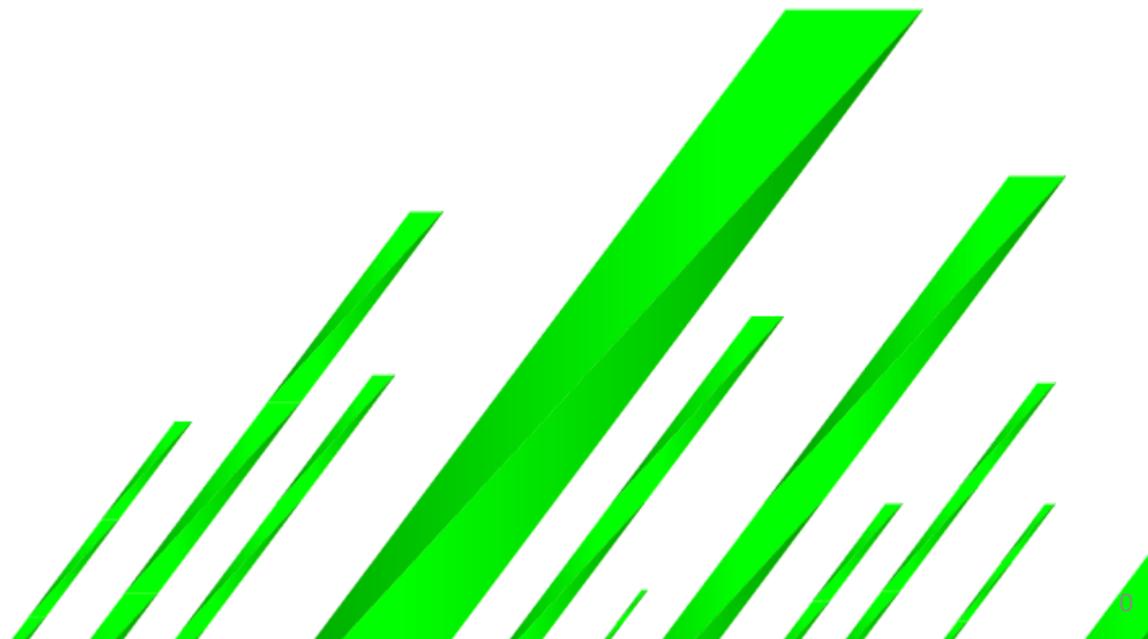


# GX-ETS超過削減枠 特別創出手続に関するご案内

---

GXリーグ事務局



## 本資料の内容

---

はじめに

- ① 超過削減枠の創出要件【GX-ETS第1フェーズのルール 再掲】
- ② 特別創出に関する取扱いについて【GXリーグ規程 再掲及び一部改訂】
- ③ 特別創出を行う場合の申請手続【GXL-IIMSマニュアル】

よくあるご質問

# はじめに：資料の目的

## 本資料の目的

- 本資料は、GXリーグ規程 第29条（2023年度における特別創出）に基づき、2023年度排出実績から特別創出申込みを行う企業を対象に、必要な手続をご案内することを目的としています。
  - 超過削減枠の創出を行うためには、各種要件を満たす必要があります。詳しくは、GXリーグ公式Webサイトにて掲載の“GXリーグ規程”及び“GX-ETSにおける第1フェーズのルール”をご参照ください。
  - Group X企業は、超過削減枠の創出を行うことはできません。ただし、Group G企業が創出した超過削減枠の売買及び、自主目標の達成のための無効化は可能です。
  - 超過削減枠の創出にあたっては「超過削減枠法人保有口座」の開設が必須となります。口座開設申請に関する詳細は、以下手引きをご参照ください。  
[GX-ETS 超過削減枠法人保有口座 開設手続申請の手引き \(gx-league.go.jp\)](https://gx-league.go.jp)
  - 東京証券取引所「カーボン・クレジット市場」において、超過削減枠の取引を行うためには、GXリーグでの口座開設とは別途、東京証券取引所において、「①カーボン・クレジット市場参加者への登録」及び「②売買の対象として超過削減枠を指定」の手続が必要となります。詳細は[東京証券取引所カーボン・クレジット市場Webサイト](#)もご参照ください。

## 関連用語の解説

関連用語	GXリーグ規程 第3条（定義）より引用	解説
超過削減枠	本規程第6章第3節に定めるGXリーグ参画企業の排出削減量であり、GXリーグ事務局が発行する温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。）	
通常創出	GXリーグ代表参画企業の第27条及び第28条に基づく超過削減枠の創出の申込みに対しGXリーグ事務局が超過削減枠を発行すること	第1フェーズ（2023～2025年度実績）に対する超過削減枠の創出を指します。
特別創出	GXリーグ代表参画企業の第29条から第32条に基づく超過削減枠の創出の申込みに対しGXリーグ事務局が超過削減枠を発行すること	2023年度または2023-2024年度に対して超過削減枠の創出が可能です（今回のご案内対象は2023年度における特別創出）。
超過削減枠登録簿	超過削減枠の管理のために、本規程及び超過削減枠登録簿規程に従い、GXリーグ事務局が作成及び運用する電磁的台帳	
超過削減枠法人保有口座	超過削減枠登録簿上に開設されたGXリーグ参画企業が超過削減枠を保有及び取引をするための口座	特別創出を希望する企業は口座開設が必須です。特別創出が認められた場合、超過削減枠が当該口座に記録されます。

参考) 関連資料

[GXリーグ規程](#)  
[GX-ETSにおける第1フェーズのルール](#)

## ①超過削減枠の創出要件【GX-ETS第1フェーズのルール 再掲】

# GX-ETSにおける第1フェーズのルール 超過削減枠の創出 要件総論

- 超過削減枠の創出（特別創出）にあたっては、2023年度排出量実績において①直接排出要件②総量排出要件の充足が必須となります。詳細及びその他の事項については、GXリーグ規程及びGX-ETSにおける第1フェーズのルールをご確認ください。
- Group G企業において必須となっている第三者検証についても、実績報告期限までに保証報告書の提出が必要となります。なお、保証水準については、2023年度の特別創出に限り、限定的保証でも可能です※。

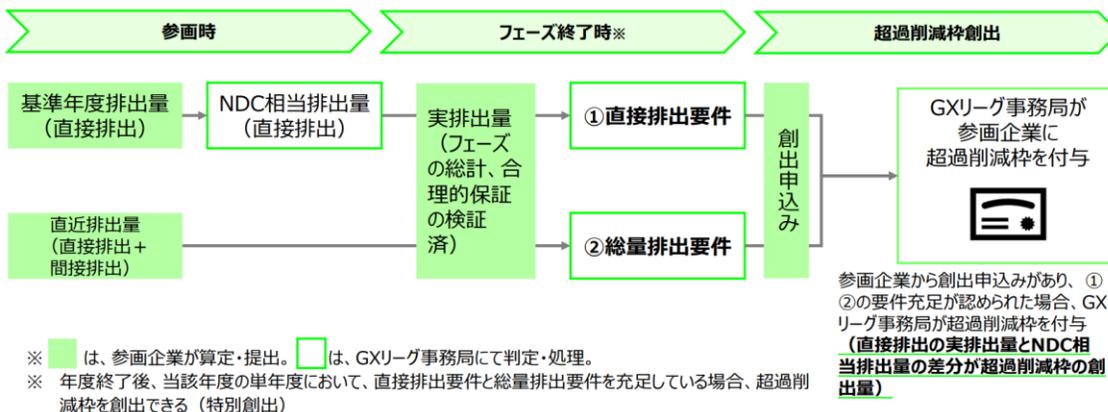
※GXリーグ規程 第29条（2023年度における特別創出）に基づき、2024年度及び2025年度における排出量実績について、GXリーグ規程 第23条に定める合理的保証水準の検証を受けることを誓約頂くことが必要となります。

### 超過削減枠の創出① 要件総論

- ◆ 第1フェーズにおける超過削減枠の創出要件は、①2023年度～2025年度の実排出量がNDC相当排出量より少量であること（直接排出要件）及び、②直接排出と間接排出の実排出が制度開始前の排出実績（GXリーグ事務局が定める3か年度平均：直近排出量）以下であること（総量排出要件）。
- ※NDC相当排出量は超過削減枠の創出を判断する要件であり、参画企業に当該目標設定を求めるものではない。
- ◆ 第1フェーズで創出された超過削減枠は、参画企業の早期GX投資による排出削減インセンティブを高める観点から、フェーズをまたいでの活用を可能とすることも検討。

#### <第1フェーズにおける超過削減枠創出イメージ>

※ 制度開始前から直接排出要件を達成している場合の創出要件についてはP51以下参照



49

参考) 関連資料

[GX-ETSにおける第1フェーズのルール](#)



## ②特別創出に関する取扱いについて【GXリーグ規程 再掲&一部改訂】

# GXリーグ規程 特別創出に関する規程【再掲】

### 第 29 条 (2023 年度における特別創出)

- 2023 年度から GX リーグに参画した Group G 企業は、2023 年度終了後、以下に掲げる全ての事項に該当する場合、2023 年度終了日の翌日から 9 か月を経過する日までに GX リーグ事務局に対し、2023 年度から 2025 年度までの直接排出にかかる目標排出量の総計の 2023 年度及び 2024 年度の内訳並びに直近排出量を GX リーグ事務局へ報告し、超過削減枠の特別創出の申込み（以下、「特別創出申込み」という。）をすることができる。
  - 2023 年度の直接排出量が 2023 年度の NDC 相当排出量より少量であること
  - 2023 年度の直接排出量と間接排出量の和が直接排出及び間接排出の直近排出量の和より少量であること
  - 2024 年度及び 2025 年度における排出量実績について、第 23 条に定める合理的保証水準の検証を受けることを誓約したこと
- 2023 年度から GX リーグに参画した Group G 企業のうち、直接排出にかかる直近排出量が 2023 年度の NDC 相当排出量と同量又は少量である場合、本条第 1 項第 1 号の「2023 年度の NDC 相当排出量」は、「直接排出にかかる直近排出量を 3 倍した量と同量又は少量である 2023 年度から 2025 年度までの直接排出量の目標排出量の総計における 2023 年度の目標排出量」と読み替える。
- GX リーグ事務局は、本条第 1 項第 3 号に定める、2024 年度又は 2025 年度の排出量実績について合理的保証水準の検証を受けないことが明らかになったとき、当該 Group G 企業が保有する特別創出した超過削減枠の取り消しを行う。
- 前項の場合、当該 Group G 企業の保有する超過削減枠が取り消すべき量に満たない場合、当該 Group G 企業は、超過削減枠を取得しなければならない。

### 第 30 条 (2023 年度における特別創出量)

- 前条による特別創出申込みがあった場合、GX リーグ事務局は、当該 Group G 企業が、前条第 1 項に定める事項に該当すると認めるとき、以下の算定式により算定された量の超過削減枠を当該 Group G 企業の保有する超過削減枠登録簿上の超過削減枠法人保有口座へ発行する。

**(算定式)**

2023 年度の NDC 相当排出量 - 2023 年度の直接排出量

- Group G 企業のうち、前条第 2 項に定める場合、前項の算定式は以下の算定式に読み替える。

**(算定式)**

2023 年度の直接排出にかかる目標排出量 - 2023 年度の直接排出量

## ②特別創出に関する取扱いについて【GXリーグ規程 再掲&一部改訂】

# GXリーグ規程 特別創出に関する規程【一部改訂】

特別創出後、第1フェーズ総計の実績値に基づいた超過削減枠の調整（追加的な創出又は取り消し）を行う観点から、特別創出を行った場合の通常創出の取扱いについて明確化する目的で、GXリーグ規程第27条を改訂（第6項～第8項の追加）を行います（11月11日付の改定）。

### 第27条（通常創出）

- 2023年度からGXリーグへ参画したGroup G企業は、2025年度終了日の翌日から第25条に定める日までに、以下に掲げる全ての事項に該当する場合、GXリーグ事務局に対し、超過削減枠の創出の申込み（以下、「創出申込み」という。）をすることができる。
  - 第13条第3項第1号に定める直接排出量の2023年度から2025年度までの総計が2023年度から2025年度までのNDC相当排出量の総計より少量であること
  - 第13条第3項第1号に定める直接排出量の2023年度から2025年度までの総計と第13条第3項第2号に定める間接排出量の2023年度から2025年度までの総計の和が直接排出及び間接排出の直近排出量の総計を3倍した量より少量であること
  - 2024年度及び2025年度における排出量の実績について、第23条に定める合理的保証水準の検証を受けていること
- 2024年度からGXリーグへ参画したGroup G企業は、2025年度終了日の翌日から第25条に定める日までに、以下に掲げる全ての事項に該当する場合、GXリーグ事務局に対し、創出申込みをすることができる。
  - 第13条第3項第1号に定める直接排出量の2024年度及び2025年度の総計が2024年度及び2025年度のNDC相当排出量の総計より少量であること
  - 第13条第3項第1号に定める直接排出量の2024年度及び2025年度の総計と第13条第3項第2号に定める間接排出量の2024年度及び2025年度の総計の和が直接排出及び間接排出の直近排出量の総計を2倍した量より少量であること
  - 2024年度及び2025年度における排出量の実績について、第23条に定める合理的保証水準の検証を受けていること
- 2023年度からGXリーグへ参画したGroup G企業のうち、直接排出にかかる直近排出量が2023年度のNDC相当排出量と同量又は少量である場合、本条第1項第1号の「2023年度から2025年度までのNDC相当排出量の総計」は、「直接排出にかかる直近排出量を3倍した量と同量又は少量である2023年度から2025年度までの直接排出量の目標排出量の総計」と読み替える。
- 2024年度からGXリーグへ参画したGroup G企業のうち、直接排出にかかる直近排出量が2024年度のNDC相当排出量と同量又は少量である場合、本条第2項第1号の「2024年度及び2025年度のNDC相当排出量の総計」は、「直接排出にかかる直近排出量を2倍した量と同量又は少量である2024年度及び2025年度の直接排出量の目標排出量の総計」と読み替える。
- 創出申込みを行う場合、Group G企業は、基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに則り直近排出量をGXリーグ事務局に報告しなければならない。
- 第29条又は第31条に基づき、特別創出を受けたGroup G企業は、創出申し込みを行わなければならない。ただし、特別創出を受けたGroup G企業が第25条に定める日までに、創出申込みを行っていないとき、通常創出を行ったものとみなす。
- GXリーグ事務局は、特別創出を受けたGroup G企業で、第1項又は第2項の各号いずれかの事項に該当しない場合、第28条第1項及び同条第2項の算定式より超過削減枠の量を算定し、当該量から特別創出した超過削減枠の量を控除した量が0未満となる場合、当該Group G企業が保有する超過削減枠を当該量が0に満つるまで取消しを行う。
- 前項の場合、当該Group G企業の保有する超過削減枠が取り消すべき量に満たない場合、当該Group G企業は、超過削減枠を取得しなければならない。

### ③特別創出を行う場合の申請手続【GXL-IIMSマニュアル】

## 特別創出手続の方法

- 手続は、GXL-IIMS上で行います。詳細は、利用マニュアルをご参照ください。

以下の2点の申請が必要です。

- 2.12.1. 直近排出量の報告
- 2.12.2. 超過削減枠の創出

### Step1 直近排出量の報告

[利用マニュアルへのリンク](#)



- ユーザ管理
- アカウント情報
- 報告一覧
- 報告一覧
- 超過削減枠管理

### 適時報告入力

報告する内容を入力してください。

報告内容 必須

直近排出量報告

報告年度

(下記から選択してください)

戻る登録

### Step2 超過削減枠の創出

[利用マニュアルへのリンク](#)

- ユーザ管理
- アカウント情報
- 報告一覧
- 超過削減枠管理
- 無効化報告
- 超過削減枠転管理

### 事務局からのお知らせ

お知らせは0件です

#### 超過削減枠申請入力

超過削減枠ID

確認の保証水準

保証の保証水準	2023年度	2024年度	2025年度	要件状況
①排出量実績 (目標)	合理的保証あり	合理的保証あり	合理的保証あり	○
②NDC相当排出量 (2023年度~2025年度)	100 tCO2e	95,443 tCO2e	95,443 tCO2e	○

目標排出要件: ①排出量実績 (目標) < ②NDC相当排出量 なら申請可

①排出量実績 (目標 + 削減)	2023年度	2024年度	2025年度	要件状況
①排出量実績 (目標 + 削減)	200 tCO2e	10,476,986 tCO2e	10,476,986 tCO2e	○

超過削減枠申請可能量: ①排出量実績 (目標) と ②NDC相当排出量の差分

①排出量実績 (目標)	②NDC相当排出量	超過削減枠申請可能量
100 tCO2e	95,443 tCO2e	- tCO2e
200 tCO2e	95,443 tCO2e	95,343 tCO2e

超過削減枠申請可能量

1,000 tCO2e

前の排出量登録へ戻る登録

7

## 口座開設申請の手引き

- 超過削減枠法人保有口座の開設を希望する代表参画企業は、以下要領にて口座開設申請 及び 添付資料の提出をお願いします。

### 申請方法・提出物等

申請者	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 超過削減枠法人保有口座の開設を希望するGXリーグ代表参画企業 ※代表参画企業のみが超過削減枠法人保有口座の名義人となることができません ※複数口座の開設はできません ※申請時点でデータ未登録の企業は開設申請を行うことはできません</li></ul>
申請方法・提出資料	<p>① Webフォームにて、法人保有口座の開設申請を行う</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 以下のURLより、法人保有口座の開設を希望する代表参画企業及びご担当者様に関する情報を入力・送信ください <a href="https://questant.jp/q/IYCEAGJ5">https://questant.jp/q/IYCEAGJ5</a></li></ul> <p>② メールにて以下の資料を提出（PDF形式）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 「超過削減枠登録簿規程」の遵守に係る同意書（代表者の記名押印済みのものをPDF化ください）</li><li>● 履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内、かつ最新情報が記載されているもの）</li></ul> <p>【提出先】 <a href="mailto:gx-league_2021_qa@nri.co.jp">gx-league_2021_qa@nri.co.jp</a> 【件名】 超過削減枠口座開設資料提出_企業名</p> <p>※添付資料名は以下のとおり設定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 口座開設_遵守同意書_(代表参画企業名)</li><li>・ 口座開設_登記簿_(代表参画企業名)</li></ul> <p>※事務局のメール受信容量の関係上、添付資料は4MB以内をお願いします。容量を超過する場合、分割送信や白黒での資料スキャンでも結構です。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 提出資料等に関し、個別のご質問・ご相談がある場合は事務局までお問合せください。 【宛先】 <a href="mailto:gx-league_2021_qa@nri.co.jp">gx-league_2021_qa@nri.co.jp</a> 【件名】 超過削減枠口座開設に関する問合せ_企業名</li></ul>

### 申請提出後の流れ

申請受領・確認	<ul style="list-style-type: none"><li>● <a href="#">Webフォーム</a> での「口座開設申請」を受領後、事務局において、メールにて添付資料が提出されていることを確認します</li><li>● 申請後、一定期間内に添付資料の提出が確認できない場合、事務局より個別に確認のご連絡をさせていただく場合があります</li></ul>
申請内容の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事務局にて申請事項及び資料の確認を行います</li><li>● 提出資料の不備等がある場合には、個別にご連絡をいたします</li></ul>
口座開設通知	<ul style="list-style-type: none"><li>● 申請内容や提出資料に不備等がないことが確認できた場合、事務局より、Webフォームに入力いただいたご担当者様宛てに口座開設通知をメールにてお送りします</li><li>● 口座開設申請・資料提出の完了後、不備がない場合は1~2週間程度で開設通知をお送りします</li><li>● 本メールが超過削減枠法人保有口座開設の証跡となりますので、大切に保管いただきますようお願いします</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 口座開設は必須でなく、各社様のご判断（任意）となります。</li><li>□ 超過削減枠の創出可否・見込みに限らず、またGroup G、Xを問わず開設いただけます。</li></ul>

## よくあるご質問（特別創出）

Q	A
超過削減枠の特別創出とはなんですか？	<p>第1フェーズ（2023年度～2025年度）の排出量を報告後、当該3カ年分の超過削減枠の創出を行うことを通常創出と呼んでいますが、これに先行して超過削減枠の創出を行うことを特別創出と呼んでいます。</p> <p>2024年度中においては、2023年度排出実績に基づく超過削減枠の創出が特別創出の対象となります。</p>
通常創出と特別創出で、創出の要件に違いはありますか？	<p>①直接排出要件②総量排出要件は、いずれの創出においても充足が必須となります。</p> <p>第三者検証の保証水準においては、2023年度実績のみ限定的保証も認められますが、2024,2025年度実績については合理的保証水準の取得が必須となります。このため、2023年度の特別創出時には、2024, 2025年度実績において、合理的保証の取得を予め誓約頂く必要がございます（GXリーグ規程 第29条）。</p>
特別創出を行わない場合でも、通常創出時に2023年度分を対象として創出申請をする等、総出量の部分指定は可能ですか？	可能です。
2023年度排出量実績を基に、特別創出を行いました。その後、第1フェーズ3年間の実績を基に通常創出を行う場合、通常創出の量はどのように扱われますか？	通常創出時、第1フェーズ中の創出可能な量から既に特別創出した超過削減枠を控除した量を発行します。ただし、創出可能な量から特別創出した超過削減枠の量を控除した量が0未満となる場合、GXリーグ事務局は、当該Group G企業が保有する超過削減枠を当該量が0に満つるまで取り消しを行います（GXリーグ規程 28条）。
2023年度排出量実績を基に、特別創出を行いました。その後、第1フェーズ3年間の削減状況が芳しくなく、通常創出できる量よりも既に特別創出した量が上回っているため、保有する超過削減枠について取消の対象になりますが、既に売却しているため自社口座に超過削減枠を所有していません。この際の取消は、どのように行われますか？	当該事象が発生したGroup G企業の保有する超過削減枠が取り消すべき量に満たない場合、当該Group G企業は、超過削減枠を新たに取得頂く必要がございます（GXリーグ規程 28条）。
2023年度実績に基づく特別創出を2024年度中に行わない場合、今後2023年度分の超過削減枠は創出できなくなるのでしょうか？	2024年度中に特別創出を行わない場合においても、2025年度中に2023 – 2024年度実績を対象とした特別創出を行うことも可能です。また、通常創出時には2023 – 2025年度実績の3年間を対象として超過削減枠の創出を行うことが可能です。

## よくあるご質問（超過削減枠全般）

Q	A
一度購入した超過削減枠を、再び売却することは可能ですか？	可能です。
超過削減枠の売買は、Group G企業に限定されますか？	Group X企業においても、売買への参加は可能です。超過削減枠の創出を行うことはGroup G企業に限定されます。 Group X及びG企業に共通し、売買を行うためにはGXリーグ事務局が管理する「超過削減枠法人保有口座」の開設が必要です。
超過削減枠はGX-ETSの目標達成（直接排出）にて用いることができますが、他のイニシアチブ（CDP,SBT等）においても報告はできますか？	超過削減枠がGXリーグ以外の他イニシアチブにおいて報告可能となっているかについては、当該イニシアチブにご確認ください。GXリーグ事務局では、超過削減枠についてはGX-ETSの目標達成にのみ使用できるものと位置付けています。
超過削減枠の売買はどのように行えばいいですか？	相対取引及び取引所取引の双方で取引が可能です。取引所取引をご利用する場合は、別途東京証券取引所のカーボクレジット市場への登録が必要となります。詳しくは、東京証券取引所までお問い合わせください。
超過削減枠の参考価格を教えてください。	超過削減枠の価格は、売手-買手間で決定されるものであり、GXリーグ事務局として参考価格等の価格の提示は行っておりません。
2024年度実績において提出期限内に限定的保証を取得し、その後2025年実績の提出期限までに2024年度、2025年度の2か年分の合理的保証の取得を行いました。この場合、通常創出は可能ですか？	創出要件を充足したものとして取り扱います。